

高潮時の避難確保計画

防災危機管理クリニック

2023年 5月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 30名	昼間 8名	休日 10名	休日 3名
夜間 10名	夜間 5名		

4. 防災体制

防災組織は、次の通りとする。

【防災組織図】

役 割	業務内容	担 当 者
統括管理者	○統括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般）	担 当：○○○○施設長 代行者①：○○○○副施設長 代行者②：○○○○事務長
情報収集伝達班	○気象・災害情報の収集 ○館内放送による避難の呼びかけ ○施設利用者家族への連絡 ○関係者への連絡 ○周辺住民への事前協力依頼	班 長：○○○○副施設長 班員○○名 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ．．．
避難誘導班	○使用する資機材の準備 ○施設利用者の避難誘導の実施 ○未避難者の確認	班 長：○○○○事務長 班員○○名 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ．．．

体制確立の判断時期及び役割分担は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 宇部市に高潮注意報発表 (警報急に切り替える可能性が低い) 	注意体制確立	・ 気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集	情報収集伝達班
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 宇部市神原地区に高齢者等避難の発令 ➤ 宇部市に高潮注意報 (警報急に切り替える可能性高い) 	警戒体制確立	気象情報等の情報収集 使用する資機材の準備 関係者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達班 避難誘導班 情報収集伝達班 情報収集伝達班 避難誘導班
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 宇部市神原地区に避難指示の発令 ➤ 高潮警報又は高潮特別警報の発表 ➤ 宇部観測局で警報基準を超え時 (C. D. L 4.81m, T. P 2.7m) 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット > 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/) 宇部市防災メール(登録用アドレス:ube@xpressmail.jp)
潮位情報	インターネット > 山口県潮位防災情報システム http://t-
高齢者等避難、避難指示	宇部市からのファックス(事前登録が必要) 宇部市防災メール(登録用アドレス:ube@xpressmail.jp) テレビ ラジオ インターネット > 宇部市のサイト (https://www.city.ube.yamaguchi.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 口頭または館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 施設の職員や設備等では避難させることが困難な場合には、避難困難者の状況や人数について市町村長に報告する。

③ 市町村への連絡先は以下とする。

宇部市防災危機管理課 0836-34-8139

宇部市健康増進課 0836-31-1777

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

また、悪天候の中の避難や夜間の避難は危険を伴うことから、立ち退き避難が困難な患者・入所者については、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

- ・ 避難先までの移動手段は、下表の通りとする。
- ・ 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・ 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・ 避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・ 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	神原ふれあいセンター	970m	徒歩
屋内安全確保	施設の三階		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達用	テレビ1台、ラジオ1器、ファックス1台、携帯電話4台、乾電池20個
避難誘導用	従業員名簿、利用者名簿、携帯電話4台、拡声器3台、懐中電灯2台、乾電池30個
屋内安全確保の場合	水3日分、食料3日分、寝具8人分、防寒具8人分
利用者用	おむつ500枚、おしりふき200枚、おやつ30個、おんぶひも10個
その他	ウエットティッシュ500枚、ゴミ袋100枚、タオル200枚

浸水を防ぐための対策

土のう 20個

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年6月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

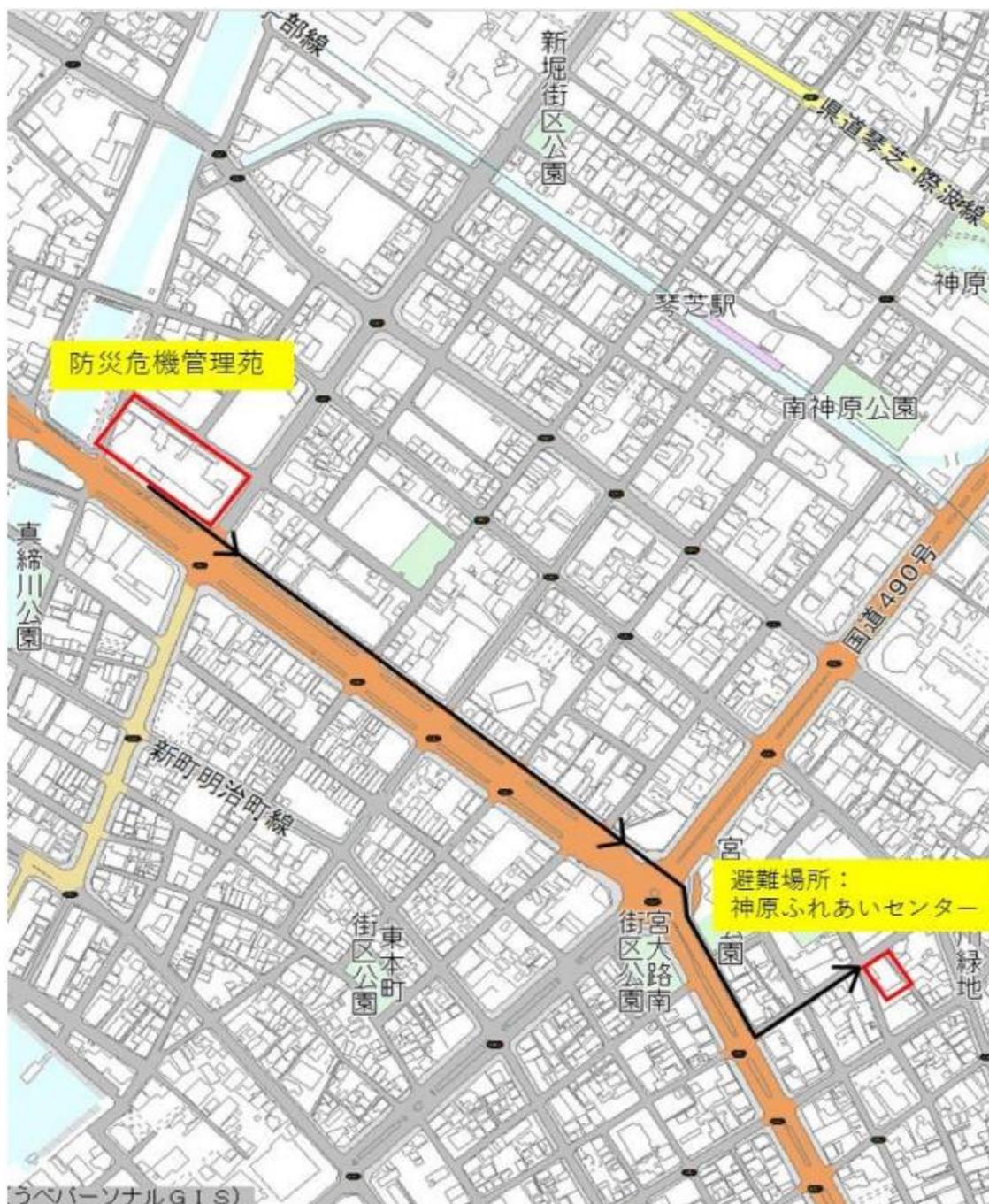
■防災訓練

毎年5月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年8月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

【施設周辺の避難経路図】

高潮時の避難先は、高潮ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



施設所在地	宇部市常盤町1-7-1
避難場所	宇部市松山町1-5-16